

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 }

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、下記のとおり取りまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 放課後等デイサービスについては、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が利用するものであり、当該幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること。
- また、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」においてお示ししているとおり、幼児児童生徒の受入に当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすることを改めて周知すること。
- 教育委員会等から福祉部局に対して連携の要請があった場合には、教育委員会等に対して、受入可能人数について情報提供するなど必要な協力を行うこと。なお、放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄せられ、事業所において調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整

を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること。

- 幼児児童生徒の受入れに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）（令和２年２月２０日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししているとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすることを改めて周知すること。
- 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあつては、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」問 69 においてお示ししている通り、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取り扱いを改めて周知すること。

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（抜粋）

問 69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

- なお、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いすること。

以上

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）（令和２年２月２０日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和２年２月２４日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

・厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線３０３７，３１０２）

FAX：０３－３５９１－８９１４

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp